

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

公正証書遺言の作成手数料

Q：私の親が亡くなった際、遺産分割で争った経験があるので、私は遺言書を作成しておこうと思っています。公正証書遺言の作成手数料はどのくらい必要でしょうか。

A：公正証書遺言の作成手数料は、遺言の対象となった財産等の価額により計算します。

【解説】

公正証書遺言の作成手数料は、次の表のとおり定められています。

目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円

以下超過額5,000万円ごとに、3億円までは13,000円加算、10億円までは11,000円加算、10億円超は8,000円を加算
遺言手数料の場合は目的の価額が1億円まで11,000円加算された金額になります

たとえば、4,000万円の不動産を妻に相続させる公正証書遺言の手数は40,000円です。ところが、「Aの財産は長男、Bの財産は次男が相続する」というように一通の公正証書遺言で数人に相続させる遺言をしたときは、各相続人ごとにその者が受ける遺産の価額で手数料を計算し、これらを合算して算出することになっています。

